

## 由良町教育委員会障害者活躍推進計画

(作成年月日：令和2年4月1日)

機関名	由良町教育委員会
任命権者	由良町教育委員会
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで (5年間)
由良町における障害者雇用に関する課題	由良町教育委員会は、由良町から出向した職員等で構成されている小規模な機関であり、これまで問題は生じていない。
目標	
(1) 採用に関する目標	採用選考に当たり、適宜、障害特性に配慮した選考方法の実施や職務の選定を行うよう努める。 【評価方法】 該当事案における選考方法や職務の選定により把握する。
(2) 定着に関する目標	常勤、非常勤を問わず、障害を有する職員の離職について、当該職員に過失がない理由による離職(定年、自己都合等の本人の希望による離職を除く。)を生じさせない。 【評価方法】 当該職員の離職理由により把握する。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任する。
(2) 人材面	障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定の者を含む。)に対し、障害者職業生活相談員の資格認定に係る講習の受講を促す。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
新規採用や部署異動等の際し、適宜、障害を有する職員と業務との適切なマッチングができているかを点検する。	

### 3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(1) 募集・採用	採用選考に当たり、適宜、障害特性に配慮した選考方法の実施や職務の選定を行うよう努める。
(2) 働き方	各種休暇の利用を促進する。
(3) その他の人事管理	適宜、障害を有する職員の状況、体調等を確認する。